

芳賀 4 町教員サポート事業

芳賀四町教育研究協議会

1 目的

本事業は、以下の2. 趣旨の下、教員の資質・能力の向上を図るためのサポートすることを目的としている。

2 趣 旨

令和3年1月の中教審答申「令和の日本型学校教育」では、「目指す教職員の姿」として、「環境の変化を前向きに受け止め、教職生涯を通じて学び続け、子供一人一人の学びを最大限に引き出す教師としての役割を果たしている。その際、子供の主体的な学びを支援する伴奏者としての能力も備えている。」と示しており、教師は、これからの時代に対応した資質・能力を身に付けることが求められている。これらを踏まえ、本事業は、当該教員の学習指導の指導技術や学級経営、児童・生徒指導等、教員の資質・能力の向上を図る。

3 基本的なサポートの観点

- (1) 学習指導技術を高め、児童生徒の学力向上につながる事
- (2) 学級経営、児童・生徒指導等のスキルアップにつながる事
- (3) 各種教育の計画・改善につながる事

4 実施する研修事業

- ① 期限附教員研修
- ② 2年目教員授業実践研修
- ③ 要請研修 「要望に応じて先生方をサポートします！」

期限附教員研修

(講師、助教諭、養護助教諭) [教諭・養護教諭経験者を除く]

芳賀四町教育研究協議会

1 目的

教員としての自覚を高めるとともに、一人一人が学習指導技術の基礎を確立し、学級経営や児童・生徒指導等のスキルアップを図る。

2 期日、内容等

	期 日	内 容	場 所
全体研修	5月 午後半日 【対象】 県費期限附教職員教員（教諭・養護教諭経験者は除く）	①講話 芳賀四町教育研究協議会長 ②班別協議 ③振り返り	芳賀四町教育研究協議会長所属町
授業実践研修	6月～10月上旬 【対象】 県費期限附採用の経験が5年未満で、単独で授業を行っている教員（教諭経験者は除く）	①担当指導主事が受講者の所属校を訪問し授業参観 ②担当指導主事との話し合い（授業について、学級経営や児童生徒指導などについて） ◎授業実践前のサポートも希望があれば、対応します。派遣申請は不要です。	受講者所属校

3 授業実践研修の確認事項

- ・授業実践研修会は原則として、6月～10月上旬に行います。なお、採用が10月以降の教員についても可能な限り対応します。
- ・授業実践研修については、対象外の県費期限附採用教員（講師、助教諭）も希望すれば実施できます。期限附教員の経験が5年以上であっても、初めて特別支援学級を担当される先生は、希望されることをお勧めいたします。
- ・受講対象であっても、単独で授業を行っていない県費期限附採用教員、過去に正規採用の実務経験がある教員は受講の必要はありません。

2年目教員授業実践研修

[他県教諭経験者、養護教諭、栄養教諭は除く]

芳賀四町教育研究協議会

1 目的

教職2年目の段階に即応した教員として、一人一人が学習指導技術の向上、学級経営や児童・生徒指導等のスキルアップを図る。

2 期日、内容等

	期 日	内 容	場 所
授業実践研修	原則10月～2月 日時は対象者に応じて	①担当指導主事が受講者の所属校を訪問し授業参観 ②担当指導主事との話し合い (授業について、学級経営や児童・生徒指導などについて) ◎授業実践前のサポートも希望があれば、対応します。派遣申請は不要です。	受講者所属校

3 確認事項

- ・授業実践研修は原則として、10月～2月に行います。
- ・研修の希望日提出に関する通知は6月上旬に送付いたします。
- ・産休・育休等で本研修を受講していない場合は、希望者により受講可能です。